

平成23年5月30日

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」
第7条第1項に規定する説明書類の修正について

京葉銀行（頭取 小島信夫）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「中小企業金融円滑化法」といいます）の第7条第1項に規定する説明書類を開示しておりますが、内容の一部を修正（百万円単位未満集計金額の見直し）いたしましたのでお知らせします。

【中小企業金融円滑化法第7条1項に規定する説明書類の概要】

（5. 貸付け条件の変更等の実施状況（中小企業者向け））

<修正後>

（単位：件・百万円）

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業	9,494	265,528	8,727	252,907	109	1,478	270	3,948	388	7,193

<参考：修正前>

（単位：件・百万円）

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業	9,494	<u>265,523</u>	8,727	<u>252,900</u>	109	<u>1,473</u>	270	3,948	388	<u>7,187</u>

※下線が修正部分です。

なお、詳細については、継紙参照願います。

以上

5. 貸付け条件の変更等の実施状況（中小企業者向け）

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（中小企業者向け）

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	15,007	66,499	111,922	161,469	210,682	265,528
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	9,442	47,573	80,675	117,609	152,536	191,636
うち、実行に係る貸付債権の額	5,319	43,219	72,560	111,770	137,623	185,436
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注1)	0	299	477	601	606	691
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	4,102	3,385	6,012	2,022	10,924	1,648
うち、取下げに係る貸付債権の額	20	668	1,624	3,214	3,381	3,860
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	5,565	18,926	31,246	43,859	58,145	73,891
うち、実行に係る貸付債権の額	1,841	15,320	25,732	39,590	52,077	67,471
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注2)	0	251	463	605	652	787
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	168	209	254	277
うち、審査中の貸付債権の額	3,691	2,455	3,453	1,672	2,839	2,299
うち、取下げに係る貸付債権の額	32	898	1,596	1,991	2,576	3,332

・申込みには、貸付けの条件の変更等に関して書面または口頭によりお申込みがあったものに加え、事前のご相談段階のものも含まれます。

・受付け後2週間以上経過した貸付債権については、本部モニタリングを実施し審査期間の長期化防止に努めております。

謝絶に係る貸付債権の補足について

この様式の謝絶に係る貸付債権には、貸付けの条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過したことにより、謝絶とみなした貸付債権(以下、みなし謝絶と言う)も含まれております。

(注1) 信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額のうち、平成23年3月末時点の謝絶に係る貸付債権の額については、申込みの日から3ヶ月を経過したみなし謝絶479百万円が含まれております。

(注2) 信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額のうち、平成23年3月末時点の謝絶に係る貸付債権の額については、申込みの日から3ヶ月を経過したみなし謝絶124百万円が含まれております。

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（中小企業者向け）

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	642	2,453	4,099	5,817	7,695	9,494
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	204	894	1,499	2,157	2,817	3,403
うち、実行に係る貸付債権の数	94	758	1,279	1,980	2,559	3,192
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数(注1)	0	7	13	20	21	28
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	105	100	155	77	140	76
うち、取下げに係る貸付債権の数	5	29	52	80	97	107
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	438	1,559	2,600	3,660	4,878	6,091
うち、実行に係る貸付債権の数	160	1,261	2,185	3,269	4,348	5,535
うち、謝絶に係る貸付債権の数(注2)	0	23	41	59	66	81
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	10	17	23	30
うち、審査中の貸付債権の数	274	193	240	156	231	194
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	82	134	176	233	281

謝絶に係る貸付債権の補足について

この様式の謝絶に係る貸付債権には、貸付けの条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過したことにより、謝絶とみなした貸付債権(以下、みなし謝絶と言う)も含まれております。

(注1) 信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数のうち、平成23年3月末時点の謝絶に係る貸付債権の数については、申込みの日から3ヶ月を経過したみなし謝絶12件が含まれております。

(注2) 信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数のうち、平成23年3月末時点の謝絶に係る貸付債権の数については、申込みの日から3ヶ月を経過したみなし謝絶17件が含まれております。

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（中小企業者向け）

〔他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,583	14,847	28,785	35,753	53,511	61,416
うち、実行に係る貸付債権の額	876	13,951	26,855	34,203	42,932	59,417
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注1)	0	273	273	292	292	304
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	273	273	292	292	304
うち、審査中の貸付債権の額	1,693	463	1,405	560	9,556	560
うち、取下げに係る貸付債権の額	13	159	251	696	729	1,134

謝絶に係る貸付債権の補足について

この様式の謝絶に係る貸付債権には、貸付けの条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過したことにより、謝絶とみなした貸付債権(以下、みなし謝絶と言う)も含まれております。

(注1) 平成23年3月末時点の謝絶に係る貸付債権の額については、申込みの日から3ヶ月を経過したみなし謝絶283百万円が含まれております。

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（中小企業者向け）

〔他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 年9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	79	304	542	746	1,064	1,294
うち、実行に係る貸付債権の数	28	264	477	699	946	1,228
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数(注1)	0	5	5	7	7	8
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	5	5	7	7	8
うち、審査中の貸付債権の数	49	29	52	22	88	29
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	6	8	18	23	29

謝絶に係る貸付債権の補足について

この様式の謝絶に係る貸付債権には、貸付けの条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過したことにより、謝絶とみなした貸付債権(以下、みなし謝絶と言う)も含まれております。

(注1) 平成23年3月末時点の謝絶に係る貸付債権の数については、申込みの日から3ヶ月を経過したみなし謝絶6件が含まれております。